

令和 7 年 門審第 4 号

裁 決

漁船 A 漁船 B 衝突事件

受 審 人 a

職 名 A 船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B 船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官丸田稔出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和 5 年 9 月 29 日 22 時 45 分

福岡県藍島北方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 漁船 A 漁船 B

総 ト ン 数	2.9トン	2.8トン
登 録 長	10.24メートル	10.71メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出 力	48キロワット	48キロワット

3 事実の経過

Aは、船体ほぼ中央部に操舵室を配し、同室右舷側から順に機関操縦レバー、G P S プロッター、舵輪、魚群探知機及びレーダーをそれぞれ装備した小型機船底びき網漁業に従事するF R P 製漁船で、a受審人が1人で乗り組み、操業の目的で、船首0.3メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和5年9月29日14時00分山口県下関漁港を発し、15時頃藍島北方沖合の漁場に到着して操業を開始した。

a受審人は、22時40分操業を終了して同漁場を発進し、航行中の動力船の法定灯火を表示して帰途に就き、22時40分半僅か過ぎ大藻路岩灯台から339度（真方位、以下同じ。）2.7海里の地点で、針路を135度に定めて自動操舵とし、7.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

22時42分a受審人は、大藻路岩灯台から340度2.5海里の地点に達したとき、正船首650メートルのところに、Bの緑、白2灯を視認することができ、同船の表示している灯火からトロールにより漁ろうに従事していることが分かり、その後Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、船尾甲板から船首方を一見して他船を見掛けなかったことから、同甲板で引き揚げた網をさばいて片付ける作業を行うことに気を奪われ、見張りを十分に行わなかつたので、このことに気付かなかつた。

こうして、a受審人は、Bを避けずに繞航し、22時45分大藻路

岩灯台から344度2.2海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首がBの右舷中央部に、直角に衝突した。

当時、天候は晴れで風力1の東風が吹き、潮候は下げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、船体中央部に操舵室を配し、同室右舷側から順に機関操縦レバー、G P S プロッター、舵輪及び魚群探知機をそれぞれ装備した小型機船底びき網漁業に従事するF R P 製漁船で、b受審人が1人で乗り組み、操業の目的で、船首0.3メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、同日14時00分下関漁港を発し、15時頃藍島北方沖合の漁場に到着し、操業を繰り返し行った。

ところで、Bの行う小型機船底びき網漁業は、一そうびきのトロール漁で、船尾から直径22ミリメートル長さ225メートルの化学纖維製ロープのひき綱を一本繰り出し、Y字型の直径22ミリメートル長さ100メートルの化学纖維製ロープの股綱の両端に網口を開口するためにビームと称する直径100ミリメートル長さ10メートルのF R P 製張竿を取付け、ビームから袋網後端まで20メートルとなつたチエーン手網、袖網及び袋網を順次連結した網を、1.6ノットないし1.7ノットの速力でえい網したのち、漂泊して右舷側から揚網し、主にえびやたいなどを漁獲していた。

b受審人は、トロールにより漁ろうに従事している船舶の法定灯火を表示し、22時30分衝突地点付近に至り、船首を北方に向けて機関を中立運転にして揚網するために漂泊を開始し、22時42分衝突地点で、船首が225度を向いていたとき、右舷正横650メートルのところに、Aの白、紅、緑3灯を初認し、その後自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、接近する他船がトロールにより漁ろうに従事している自船を避けるものと思い、Aに

対する動静監視を十分に行わなかつたので、この状況に気付かなかつた。

こうして、b受審人は、警告信号を行わず、間近に接近しても衝突を避けるための協力動作をとらずに揚網を続け、Bは、船首が225度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは船首外板に修理を要しない擦過傷を生じ、Bは右舷中央部外板に亀裂を伴う擦過傷を生じたが、のち修理され、a受審人が非骨傷性中心性頸髄損傷を負った。

(航法の適用)

本件は、夜間、藍島北方沖合において、航行中のAと法定灯火を表示してトロールにより漁ろうに従事しているBとが接近して衝突したもので、衝突地点付近の海域には特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないので、一般法である海上衝突予防法が適用されることから、同法第18条（各種船舶間の航法）によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、夜間、藍島北方沖合において、水揚げのため帰航するAが、見張り不十分で、トロールにより漁ろうに従事しているBを避けなかつたことによって発生したが、Bが、動静監視不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかつたことも一因をなすものである。

a受審人は、夜間、藍島北方沖合において、水揚げのため帰航する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、船尾甲板から船首方を一見して他船を見掛けなかつたことから、同甲板で引き揚げた網をさばいて片付ける

作業を行うことに気を奪われ、見張りを十分に行わなかつた職務上の過失により、トロールにより漁ろうに従事しているBに気付かず、同船を避けずに進行して衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、自らが負傷するに至つた。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b受審人は、夜間、藍島北方沖合において、揚網のため漂泊中、右舷方にAを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があつた。しかし、同人は、接近する他船がトロールにより漁ろうに従事している自船を避けるものと思い、Aに対する動静監視を十分に行わなかつた職務上の過失により、同船が衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付かず、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらずに漂泊を続け、Aと衝突する事態を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、a受審人を負傷させるに至つた。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よつて主文のとおり裁決する。

令和7年9月9日

門司地方海難審判所

審判官 関 昌芳